

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社グループの事業基盤であるコミュニティサイトは、生活者より「中立的で信頼できる」との評価を得ることが基本的な成立要件であり、生活者の評価を高めるうえで、運営母体の信用向上は欠かせない要件であると考えております。そのため、経営の健全性、機動性、透明性及び客観性の向上を目的とするコーポレート・ガバナンスの強化は、当社が外部環境変化の著しいインターネット業界に属する点からも、重要な経営課題であると認識し積極的に取組んでおります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】更新

【原則1-4:いわゆる政策保有株式】

当社は、取引先との安定的・長期的な取引関係の構築、業務提携、または協働ビジネス展開の円滑化および強化等の観点から、当社グループの中長期的な企業価値向上に資すると判断される場合、当該取引先等の株式等を取得し保有することができるものとします。なお、政策保有株式の保有・売買は取締役会で決定いたしますが、取締役会での保有意義についての定期的な検証は行っておりません。

政策保有株式のうち、主要なものについては、当該会社の企業価値向上、及びそれによる当社の企業価値向上に寄与するかを総合的に勘案し、議案に対する賛否を判断いたします。

【原則4-8:独立社外取締役の有効な活用】

当社の社外取締役は1名ではありますが、社外取締役独自の独立した会社経営者としての視点から各取締役や監査役、経営陣等と適宜意見交換を行っており、現段階において当社の独立社外取締役としての責務を十分に果たしております。ただし、今後当社を取り巻く環境が変化することで、社外取締役を増員する必要性が発生する可能性もあり、必要に応じて検討してまいります。

【補充原則4-11-3 取締役会は、毎年、各取締役の自己評価なども参考にしつつ、取締役会全体の実効性について分析・評価を行い、その結果の概要を開示すべきである】

当社は、社外取締役が各取締役に対して必要に応じ取締役会全体の実効性について評価・助言をしております。

なお、各取締役の自己評価手法の改善や取締役会全体の実効性評価結果の概要開示については、今後検討して参ります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】更新

コーポレートガバナンス・コードの各原則については、当社ホームページ内のIRサイトの「コーポレート・ガバナンス」にて2016年3月1日付にて開示しております。

<http://www.istyle.co.jp/ir/governance.html>

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新

20%以上30%未満

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
吉松 徹郎	3,614,000	11.95
株式会社ワイ	3,056,000	10.11
ヤフー株式会社	2,923,200	9.67
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	2,031,900	6.72
JPMC OPPENHEIMER JASDEC LENDING ACCOUNT(常任代理人 株式会社三菱東京UFJ銀行)	1,100,300	3.64
学校法人都築俊英学園	1,055,800	3.49
デジタル・アドバイジング・コンソーシアム株式会社	736,200	2.43
株式会社サイバーエージェント	725,000	2.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	623,900	2.06
THE BANK OF NEW YORK 133652(常任代理人 株式会社みずほ銀行決済営業部)	520,600	1.72

支配株主（親会社を除く）の有無

――

親会社の有無

なし

補足説明

更新

資本構成に関しては2015年12月31日付のデータとなります。なお、当社は2016年2月1日を効力発生日とした株式分割を行っております。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	6 月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における（連結）従業員数	100人以上500人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

――

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態

監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数

7 名

定款上の取締役の任期

1 年

取締役会の議長

社長

取締役の人数

6 名

社外取締役の選任状況

選任している

社外取締役の人数

1 名

社外取締役のうち独立役員に指定されている人数

1 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
那珂 通雅	他の会社の出身者											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
那珂 通雅	○	当社と取締役(業務執行取締役等である者を除く。)は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	会社経営者として豊富な経験、幅広い見識を有していることから社外取締役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	4 名
監査役の数	3 名
監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況	

内部監査室と監査役は、定期的に内部監査の状況等について情報交換を行うとともに、重要な会議に出席することによって情報の共有を図っております。会計監査人とは、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性を目指しております。具体的には監査役と会計監査人との間では、年に2回、会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関して意見交換等が行われております。また、期末及び四半期ごとに実施される監査講評については、監査役及び内部監査室が同席することで情報の共有を図っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
原 陽年	他の会社の出身者													
都 賢治	他の会社の出身者													
中森 真紀子	他の会社の出身者													

- ※ 会社との関係についての選択項目
- ※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
- ※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
原 陽年	○	当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	公認会計士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
都 賢治	○	当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	税理士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
		当社と監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結して	公認会計士として専門的知見、幅広い見識を有していることから社外監査役として選任しております。また、同氏は当社の主要株主、主要

中森 真紀子	○	おります。当該契約に基づく損害賠償額の限度額は法令が定める額としております。	な取引先の出身者等ではないことから、一般株主との間に利益相反が生じる恐れはなく、独立役員として適格であると判断しております。
--------	---	--	--

【独立役員関係】

独立役員の人数 4 名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を満たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として導入しております。

ストックオプションの付与対象者

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明 更新

社内取締役、社外取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員、その他の付与対象者については、経営参画意識の高揚と業績向上に対する意欲や士気を高めるために付与しております。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、記載しておりません。
取締役及び監査役の報酬は、それぞれ総額で開示しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方
針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役位及び担当職務に応じた基本額に各期の業績を考慮して、株主総会が決定する報酬総額の限度内において取締役会決議に基づきこれを決定しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは経営管理本部が行っており、取締役会に関する資料の事前配布及び事前説明を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

- ・取締役会
当社の取締役会は取締役6名(うち社外取締役1名)により構成されており、毎月1回の定例取締役会のほか、必要に応じ機動的に臨時取締役会を開催し、業務を執行するとともに、取締役間で相互に職務の執行を監督しております。また、取締役会には監査役が毎回出席し、取締役の業務執行状況の監査を行っております。
- ・グループ経営会議
当社は、常勤取締役、常勤監査役及び子会社代表取締役などによるグループ経営会議を毎週開催しております。これにより、日常の業務執行の確認や意思決定の迅速化を図り、企業価値の向上を目指しております。
- ・監査役及び監査役会

当社の監査役会は、常勤監査役1名と非常勤監査役2名で構成されており、全監査役が社外監査役であります。監査役は、取締役会をはじめ重要な会議に出席し意見を述べる等、コーポレート・ガバナンスの実効性を高めるよう努めております。また、監査役会は原則として定例取締役会後に開催し、必要に応じて監督内容につき意見書を提出しております。

・会計監査人

当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。

・リスク管理体制の整備状況

当社は、内部統制システムに関する基本的な考え方に従い、リスク管理体制の維持・向上を図っております。リスク管理状況については、内部監査室が監査を行い、その結果は、代表取締役社長及び監査役に報告される体制をとっており、常にリスク管理体制の維持・向上を図るとともに、リスクが現実化した場合や自然災害等に備えて、緊急連絡網の整備及び事業継続計画の策定等、危機管理に対する体制も整えております。また、当社は、「コンプライアンス規程」に基づき、コンプライアンス委員会を設置しており、当社の重要なコンプライアンス上の問題を審議しております。さらに、社内の内部通報窓口に加え、外部の弁護士事務所に社内から独立した内部通報窓口を設置しており、内部通報に関する規程により、通報者が保護される体制を整備しております。内部通報があった場合、代表取締役・常勤監査役等で構成されるコンプライアンス委員会で審議され、調査が行われることが決定した場合、事務局は調査チームを設置し、関連部門への調査を実施するとともに、通報者へ対応報告・是正確認を行うこととしております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社では、社外取締役1名、社外監査役3名を選任しております。それぞれ会社経営者としての経験や、公認会計士、税理士としての幅広い知見と経験を有し、当社の取締役会に出席し、業務執行に関する意思決定について、監督、助言、監査を実施しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

補足説明

集中日を回避した株主総会の設定	当社は、決算期が6月であるため、集中日とは異なる日に定時株主総会を開催しております。
その他	招集通知を自社ホームページへ掲載しております。

2. IRに関する活動状況 更新

補足説明

代表者自身
による説明
の有無

個人投資家向けに定期的説明会を開催	招集通知を自社ホームページへ掲載しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年度決算及び第2四半期決算終了後に説明会を開催する予定であります。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社のホームページ内にIRサイトを開設し、当社の情報を速やかに発信できる体制を構築しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	IR室に担当者を設置しております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

補足説明

ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主、投資家をはじめとする全てのステークホルダーに対して、適時・適切に会社の情報を開示することは上場企業としての責務であり、この責務を果たすことが健全な証券市場を担う一員として必要不可欠であることを十分に認識し、常にステークホルダーの視点に立ち、迅速・正確かつ公平な会社情報の開示を行って参ります。
---------------------------	---

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社の内部統制システムにつきましては、取締役会において、内部統制システム構築の基本方針を決議し、必要に応じて改定し、よりコーポレートガバナンスに資するシステムとなるよう整備しております。

a. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)当社は、監査役会設置会社であり、取締役の職務執行については監査役会の定める監査方針及び分担に従い、各監査役の監査対象になっております。また取締役が他の取締役の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図ることといたします。

(2)取締役会については、「取締役会規程」に基づき、定期又は必要に応じて随時の適切な運営が確保されております。

(3)当社は、取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任しております。

(4)当社は、取締役及び使用人が法令を遵守し、また企業理念にのっとり行動を取るよう、法令等の遵守に関する規程を含む社内規程を定め、コンプライアンス委員会を設置し、法令遵守の徹底を図っております。

(5)当社は、法令・社内規程に基づき取締役及び使用人が職務の執行に必要と認める適切な指導監督又は教育を職制に基づいて行っております。

b. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務の執行に関わる情報については、社内規程に基づきその保存媒体に応じて、適切かつ確実に検索性の高い状態で本社で保存及び管理し、少なくとも10年間は取締役、監査役が閲覧可能な状態を維持していきます。

c. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)当社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的対応は経営管理本部が行うものとしています。

(2)新たに生じたリスクについては取締役会において速やかに対応責任者となる取締役を定めます。

d. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役の職務執行を監督しております。また、取締役会とは別に常勤の取締役、監査役及び子会社代表取締役などで構成されるグループ経営会議を設置し、毎週1回定時に開催するほか必要都度、臨時に開催し、取締役会における審議の充実と意思決定の迅速化を図っております。

e. 当社及びその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、「関係会社管理規程」に基づき、当社と子会社が相互に密接な連携のもとに、それぞれの経営の自主性を尊重しつつ、グループ全体の経営の効率化を追求し、かつ経営上の重要な案件を合理的に処理しております。

(1)子会社の取締役が他の取締役及び使用人の法令、定款違反行為を発見した場合、直ちに当社のグループ経営会議に報告し、その是正を図ることとしております。

(2)-1子会社は、コンプライアンス、環境、災害及び情報セキュリティ等にかかる様々なリスクに対して、それぞれの担当部署にて規則・ガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものとし、組織横断的なリスク状況の監視及び全社的な対応は当社経営管理本部が行うものとしています。

(2)-2新たに生じたリスクについては当社の取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めます。

(2)-3当社は、子会社のリスク管理状況を適切に確認するため、グループ経営会議において各子会社のリスクについても適宜報告を受け、その対応を検討・実施しております。

(3)当社は、法令・定款に基づき取締役会を設置しております。取締役会は、「取締役会規程」に基づき、取締役全員をもって構成し、月1回定時に開催するほか必要都度、臨時に開催し、業務執行に関する重要事項を決定するとともに取締役会の職務執行を監督しております。また、グループ経営会議に各社代表取締役が出席し経営状況を報告することで、当社が子会社の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

(4)当社は、子会社の取締役又は監査役を子会社に派遣し、取締役会への出席及び監査役による監査を通じて、経営の状況を把握・監督し、その適正な運営を確保しております。

f. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合における当該使用人に関する事項及び取締役からの独立性に関する事項

(1)監査役がその職務を補助すべき使用人を置く事を求めた場合は、取締役会は監査役と協議の上、必要に応じて、専任又は兼任の使用人を置くこととします。

(2)前項の使用人の任命、解任、人事異動、賃金等の改定については監査役会の同意を得た上で決定することとし、取締役からの独立性を確保するものとしております。

(3)(1)の使用人は、監査役から直接指示を受けて業務を行うものとしております。

g. 当社及び子会社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、当社の子会社の取締役、監査役及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が、監査役に報告するための体制

(1)監査役は、取締役会・グループ経営会議に出席するほか、財務資料・その他事項について適宜報告を求める体制をとっております。

(2)代表取締役及び業務執行を担当する取締役は、取締役会、グループ経営会議等の重要な会議において、随時その担当する業務の執行状況の報告を行っており、取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を発見したときには直ちに監査役に報告する体制となっております。

(3)取締役及び使用人は、監査役から業務に関する事項の報告を求められた場合には、速やかに報告を行っております。

(4)当社及び子会社の取締役及び使用人は、本項に定める報告をしたことを理由として不利な取扱を受けないものとしております。

h. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1)監査役会は、代表取締役と定期的に会合を持ち、監査上の重要課題について意見交換を行っております。

(2)監査役は、会計監査人と定期的に会合を持ち、意見及び情報の交換を行うとともに、必要に応じて会計監査人に報告を求めています。

(3)監査役の職務を執行するうえで必要な費用については、その請求により、速やかに支払うものとしております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、「コンプライアンス規程」において、「社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、毅然とした対応を図り、違法行為や反社会的行為には一切関わらず、名目の如何を問わず、反社会的勢力に対して経済的利益を含む一切の利益の供与を行ってはならない。」旨を行動基準として明記しております。

この行動基準の下、当社では、反社会的勢力による経営活動への関与の防止や当該勢力による被害を防止するために、取引の開始時及び継続取引においては毎年1回、取引先が反社会的勢力と関係の有していないことを外部の調査機関を利用して情報を収集し、確認しております。また、公益財団法人暴力団追放運動推進都民センターが主催する、暴力団等、反社会的勢力との関係排除や反社会的勢力からの不当要求が

あった場合の対応策等に係る講習を受講し、対応体制・対応要領を整備しております。

当社では、上記の取引先調査及び不当要求があった場合の対応について「反社会的勢力対応マニュアル」として具体的に制定し、運用を行っております。

上記行動基準及びマニュアルを役員・社員へ周知、徹底していくとともに、経営管理本部所管のもと顧問弁護士、警察等の外部専門機関とも連携をし、今後継続して社員の教育・啓発を実施することで、反社会的勢力排除に向けてさらなる社内体制の整備・強化を図っていく方針です。

1. 買収防衛策の導入の有無

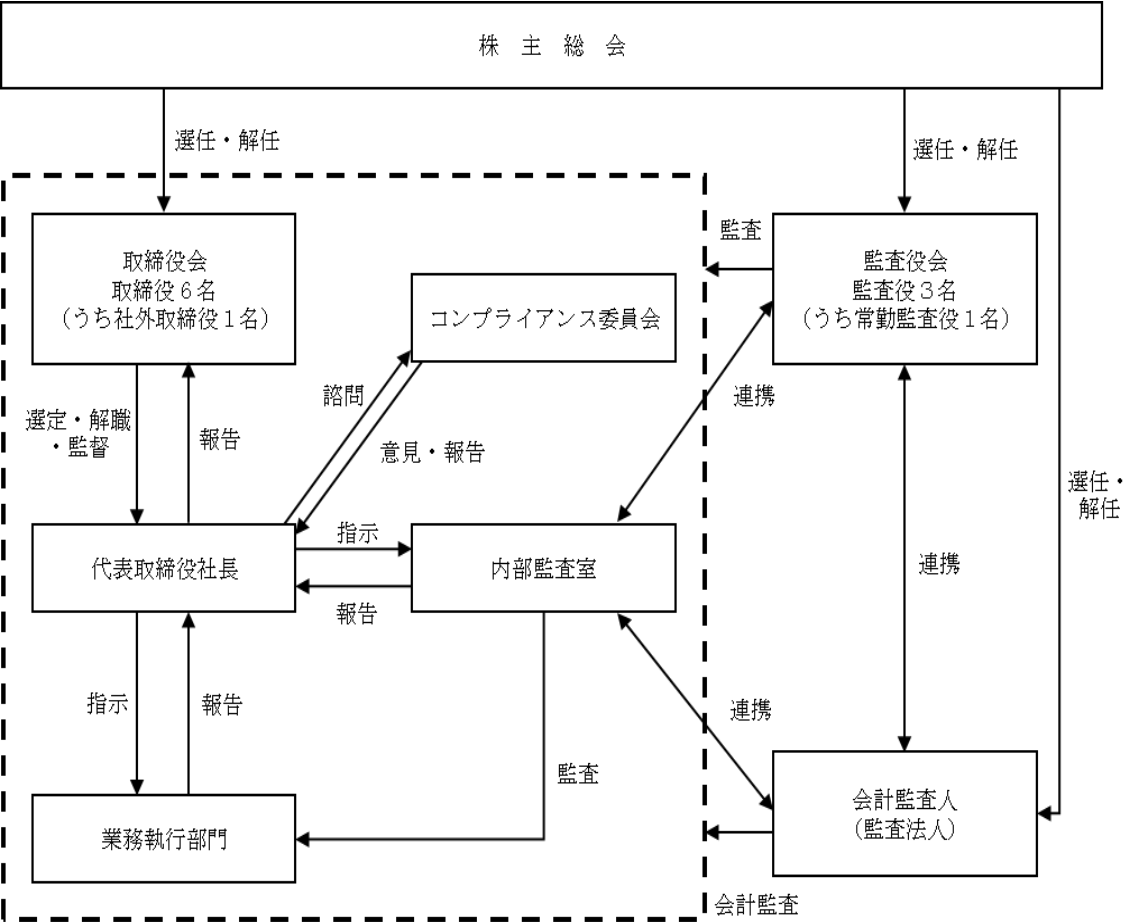
買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

該当事項はありません。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

